

小規模企業振興に関する 条例を制定しては



横尾 政明 議員

【質】 横尾 政明 議員

平成26年6月に「小規模企業振興基本法」が制定された。

小規模企業の振興に関する施策を策定・実施する責務が明記され、また、国、地方公共団体等は、連携を図りながら協力するよう努めなければならないことが規定された。

本町においても同法にのっとり、小規模企業政策の推進を図るため、商工行政において、小規模企業の支援機関及び地域総合経済団体としての商工会の役割を十分発揮できるよう事業運営に対する協力や支援を明

確にした小規模企業振興法に関する条例の制定をしては。

【答】 福井町長

国において「小規模企業振興基本法」が制定され、また、商工会・商工会議所を中核とした地域の小規模事業者を支援するため「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」が併せて公布施行された。

本町においても、国の方針を受け、地方創生のためにも地域の小規模企業に対する支援を積極的に行う必要があると判断されるので、できるだけ早期に「小規模企業振興に関する条例」の制定に向け検討したい。

一
般
質
問

小規模基本法とは? 国の施策ほか



小規模企業振興基本法とは?国の施策の方向性について明示

平成26年6月20日「小規模企業振興基本法」が制定され、国は全国各地で頑張る事業者のみならず、対する支援を強化することとなりました。また商工会は、市町村や金融機関等と連携しながら、これまで以上に経営支援を行います。

例えば...



ご利用いただける補助金・制度をご案内いたします